



# 鳥取県公報

令和3年7月9日（金）  
号外第71号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (26) (税務課) . . . . . 7 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (27) (〃) . . . . . 11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (28) (市町村課) . . . . . 13 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例 (29) (福祉監査指導課) . . . . . 14 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (30) (障がい福祉課) . . . . . 16 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 (31) (住まいまちづくり課) . . . . . 18 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例 (32) (道路企画課) . . . . . 23 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (33) (会計指導課) . . . . . 24
-------	--

## 公布された条例のあらまし

## ◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 条例中引用する過疎地域自立促進特別措置法の題名等を改める。
- (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）が令和5年3月31日まで（現行 同意日から起算して5年内）に対象施設を設置した者とする。
- (3) 産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税を引き続き行うため、所要の改正を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地方税法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 2人以上の免税軽油使用者が引取りを行う場合で、その代表者が免税軽油の数量を取りまとめて免税証の交付を申請するときは、申請書に添付する明細書への免税軽油使用者ごとの記名押印は不要とし、その氏名又は名称を記載すればよいこととする等、軽油引取税に係る免税の手続を見直す。
- (2) 交通空白地有償運送に係る自動車税の課税免除の規定について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

鳥取県石綿健康被害防止条例及び鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を中核市である鳥取市に移譲する。

## 2 条例の概要

- (1) 次の事務を鳥取市に移譲する。
  - ア 鳥取県石綿健康被害防止条例に基づく石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理
  - イ 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 救護施設及び更生施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措

置等を講ずることとする。

- (2) 救護施設及び更生施設は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年8月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢福祉年金の支給停止となる所得の額が見直されたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 補助金の交付の対象となる障がい者の所得の額の基準額を次のとおり改める。

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,695,000円（現行 1,595,000円）
扶養親族等の数が1人のとき	2,075,000円（現行 1,975,000円）
扶養親族等の数が2人のとき	2,455,000円（現行 2,355,000円）
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,455,000円（現行 2,355,000円）に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年8月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 政令に定める建築物移動等円滑化基準の一部が適用されないこととなる条例対象小規模特別特定建築物について、条例対象小規模特別特定建築物以外の特別特定建築物と同等の建築物移動等円滑化基準が適用されるよう、所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年10月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路構造令の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき基準に、歩行者利便増進道路及び自動運行補助施設に係る規定が新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 歩行者利便増進道路に設けられる歩道等には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること等の県道の構造の技術的基準を定める。
- (2) 交通安全施設として、交通事故の防止を図るため必要がある場合は、自動運行補助施設を設けるものとする。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正され、医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録事務が新設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 豚熱の発生を予防するために行う豚熱予防液の交付に係る手数料を新たに徴収する。
- (3) 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の額の変更を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 医薬品等の保管のみを行う製造所（以下「保管のみ製造所」という。）の登録

- (ア) 医薬品の保管のみ製造所の登録 1件につき36,000円
- (イ) 医薬部外品の保管のみ製造所の登録 1件につき30,300円
- (ウ) 化粧品の保管のみ製造所の登録 1件につき30,300円
- (エ) 医薬品の保管のみ製造所の登録の更新 1件につき26,000円
- (オ) 医薬部外品の保管のみ製造所の登録の更新 1件につき23,200円
- (カ) 化粧品の保管のみ製造所の登録の更新 1件につき23,200円
- (キ) 保管のみ製造所に係る登録証の書換え交付 1件につき2,000円
- (ク) 保管のみ製造所に係る登録証の再交付 1件につき2,900円

イ 医薬品等の承認を受けようとするときの調査

- (ア) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき16,400円
- (イ) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき12,600円

ウ 医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査

- (ア) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900円に1品目につき500円を加えた額
- (イ) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの 37,200円に1品目につき300円を加えた額

エ 医薬品等の製造所等における必要時の調査

- (ア) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800円に1品目につき3,000円を加えた額
- (イ) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの 95,200円に1品目につき1,500円を加えた額
- (ウ) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの 52,000円に1品目につき500円を加えた額
- (エ) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900円に1品目につき500円を加えた額
- (オ) 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの 104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
- (カ) 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの 72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
- (キ) 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの 39,200円に1品目につき300円を加えた額
- (ク) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの 37,200円に1品目につき300円を加えた額
- (ケ) 試験検査施設に係るもの 39,200円に1品目につき300円を加えた額

オ 医薬品等の製造工程の区分ごとの調査及び基準確認証の交付

- (ア) 医薬品の無菌原薬を製造する区分に係るもの 125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額
- (イ) 最終滅菌法により医薬品の無菌製剤を製造する区分に係るもの 125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額
- (ウ) 無菌操作法により医薬品の無菌製剤を製造する区分に係るもの 125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額
- (エ) 医薬品の原薬を製造する区分に係るもの 95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額

- (オ) 医薬品の生薬原薬を製造する区分に係るもの 95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
- (カ) 医薬品の生薬製剤を製造する区分に係るもの 95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
- (キ) 医薬品の固形製剤を製造する区分に係るもの 95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
- (ク) 医薬品の半固形製剤を製造する区分に係るもの 95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
- (ケ) 医薬品の液剤を製造する区分に係るもの 95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
- (コ) 医薬品の包装、表示、保管のみを行う区分に係るもの 52,000円にその医薬品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき500円を加えた額
- (サ) 医薬品の保管のみを行う区分に係るもの 47,900円にその医薬品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき500円を加えた額
- (シ) 医薬部外品の無菌原薬を製造する区分に係るもの 104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額
- (ス) 最終滅菌法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分に係るもの 104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額
- (セ) 無菌操作法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分に係るもの 104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額
- (ソ) 医薬部外品の原薬を製造する区分に係るもの 72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
- (タ) 医薬部外品の生薬原薬を製造する区分に係るもの 72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
- (チ) 医薬部外品の生薬製剤を製造する区分に係るもの 72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
- (ツ) 医薬部外品の固形製剤を製造する区分に係るもの 72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
- (テ) 医薬部外品の半固形製剤を製造する区分に係るもの 72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
- (ト) 医薬部外品の液剤を製造する区分に係るもの 72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
- (ナ) 医薬部外品の包装、表示、保管のみを行う区分に係るもの 39,200円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき300円を加えた額
- (ニ) 医薬部外品の保管のみを行う区分に係るもの 37,200円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき300円を加えた額
- (ヌ) 基準確認証の書換え交付 1件につき2,000円
- (ネ) 基準確認証の再交付 1件につき2,900円
- カ 医薬品等の承認事項の変更計画に伴う調査
- (ア) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき71,000円
- (イ) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき43,000円
- (ウ) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの 1品目につき20,100円
- (エ) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき16,400円
- (オ) 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの 1品目につき48,700円
- (カ) 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの 1品目につき28,700円

- (キ) 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの 1品目につき13,200円
  - (ク) 医薬部外品の保管のみの製造所に係るもの 1品目につき12,600円
  - (ケ) 試験検査施設に係るもの 1品目につき13,200円
  - キ 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査
    - (ア) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき16,400円
    - (イ) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの 1品目につき12,600円
  - ク 輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査
    - (ア) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの 47,900円に1品目につき500円を加えた額
    - (イ) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの 37,200円に1品目につき300円を加えた額
  - ケ 知事が使用を許可した獣医師に対する豚熱予防液の交付に係る手数料として、1件につき70円を徴収する。
- (2) 次のとおり手数料の額を改定する。
- ア 医薬品等の承認を受けようとするときの調査
    - (ア) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき71,000円(現行 48,700円)
    - (イ) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき43,000円(現行 28,700円)
    - (ウ) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの 1品目につき20,100円(現行 13,200円)
  - イ 医薬品等の承認の取得後の期間を経過するごとの調査
    - (ア) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800円(現行 104,000円)に1品目につき3,000円(現行 2,100円)を加えた額
    - (イ) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの 95,200円(現行 72,800円)に1品目につき1,500円(現行 1,000円)を加えた額
    - (ウ) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの 52,000円(現行 39,200円)に1品目につき500円(現行 300円)を加えた額
  - ウ 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査
    - (ア) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき71,000円(現行 48,700円)
    - (イ) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの 1品目につき43,000円(現行 28,700円)
    - (ウ) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの 1品目につき20,100円(現行 13,200円)
  - エ 輸出用の医薬品等の期間を経過するごとの調査
    - (ア) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの 125,800円(現行 104,000円)に1品目につき3,000円(現行 2,100円)を加えた額
    - (イ) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの 95,200円(現行 72,800円)に1品目につき1,500円(現行 1,000円)を加えた額
    - (ウ) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの 52,000円(現行 39,200円)に1品目につき500円(現行 300円)を加えた額
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする(1)ケに関する事項を除き、令和3年8月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第26号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</u>（令和3年総務省令第31号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、<u>同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日</u>（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、地</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</u>（平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、<u>地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日</u>（以下この条において「同意日」という。）から</p>

域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税）

第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された同条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

（1）山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域（山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施

起算して5年以内に、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税）

第5条 山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号。以下「山振法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備設置者について、同号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（山振法省令第1条に規定する計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。



<p><u>策促進区域をいう。次号において同じ。)</u> <u>において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。)</u> <u>500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の4第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円)以上のもの</u></p> <p><u>(2) 山村振興法第14条に規定する農林水産物等販売業(産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)</u> <u>500万円以上のもの</u></p> <p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては<u>山村振興特別償却設備</u>を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては<u>山村振興特別償却設備</u>を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>山村振興特別償却設備</u>又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては<u>山振法省令第2条第1号</u>に規定する<u>特別償却設備</u>を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては<u>同号</u>に規定する<u>特別償却設備</u>を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>山振法省令第2条第1号</u>に規定する<u>特別償却設備</u>又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条及び第8条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第3条の規定は、地域経済牽引

事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）が令和3年4月1日以後である場合に適用し、同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合は、なお従前の例による。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第27号**

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第134条の35 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>その氏名又は名称を記載した</u>施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に<u>免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければならない</u>。</p> <p>7・8 略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>（1）～（10）略</p> <p>（11）交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1号</u>に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの</p>	<p>第134条の35 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>記名押印した</u>施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>7・8 略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>（1）～（10）略</p> <p>（11）<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項</u>に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1項第1号</u>に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該交通空白地有償運送の用に供す</p>

	るもの
--	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第28号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略 <u>(13) 第10条の2の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告等の受理</u> (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略	鳥取市	10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略 <u>(13) 略</u> (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略	鳥取市
略		略	
19の21 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	鳥取市	19の21 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	鳥取市
<b>19の22 鳥取県食品衛生条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</b>	鳥取市		
<u>19の23</u> 略		<u>19の22</u> 略	
<u>19の24</u> 略		<u>19の23</u> 略	
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第29号**

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
利用者の 処遇等	1 略 2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 4 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 5 略 6 略	1 略 2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。	
略		略	4 略 5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例別表第1利用者の処遇等の項第4号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第30号**

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,695,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,075,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,455,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3</td> <td style="text-align: center;"><u>2,455,000円</u>に扶養親</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>	扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>	扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>	扶養親族等の数が3	<u>2,455,000円</u> に扶養親	<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。）の所得の額（地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額（規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額）をいう。次号及び第3号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,595,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,975,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,355,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3</td> <td style="text-align: center;"><u>2,355,000円</u>に扶養親</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	<u>1,595,000円</u>	扶養親族等の数が1人のとき	<u>1,975,000円</u>	扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,355,000円</u>	扶養親族等の数が3	<u>2,355,000円</u> に扶養親
扶養親族等の数等	基準額																				
扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>																				
扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>																				
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>																				
扶養親族等の数が3	<u>2,455,000円</u> に扶養親																				
扶養親族等の数等	基準額																				
扶養親族等がないとき	<u>1,595,000円</u>																				
扶養親族等の数が1人のとき	<u>1,975,000円</u>																				
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,355,000円</u>																				
扶養親族等の数が3	<u>2,355,000円</u> に扶養親																				



人以上のとき	族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	人以上のとき	族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額
(2)～(6) 略		(2)～(6) 略	

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第31号**

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。</p> <p>（1） <u>令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号（これらの規定を令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準</u></p> <p>（2） 主たる出入口に係る<u>令第18条第2項第2号イ（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）</u></p> <p>（3） 便所の出入口に係る<u>令第18条第2項第2号（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準</u></p> <p>（建築物移動等円滑化基準の付加等）</p>	<p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。</p> <p>（1） 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準</p> <p>（2） 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）</p> <p>（3） 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準</p> <p>（建築物移動等円滑化基準の付加等）</p>

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 前2項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(便所)

第17条 略

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(移動等円滑化経路)

第19条 略

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(便所)

第17条 略

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(移動等円滑化経路)

第19条 略

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ・エ 略

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第9に掲げるものでなければならない。

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1 (第14条関係)

区分		規模
公立小学校等	略	略

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ・エ 略

(3)～(5) 略

(共同住宅の特例)

第20条 略

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1 (第14条関係)

区分		規模
小学校、中学校、義務教育学校若しくは	略	略

略		

備考 略

中等教育学校 (前期課程に 係るものに限 る。)で公立 のもの(以下 「公立小学校 等」とい う。)		
略		

備考 略

別表第2 (第15条関係)

1. 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

(1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2. 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

別表第3 (第17条関係) 略

別表第4 (第17条関係) 略

別表第2 (第17条関係) 略

別表第3 (第17条関係) 略

別表第5 (第17条関係) 略	別表第4 (第17条関係) 略
別表第6 (第19条関係) 略	別表第5 (第19条関係) 略
別表第7 (第19条関係) 略	別表第6 (第19条関係) 略
別表第8 (第20条関係) 略	別表第7 (第20条関係) 略
別表第9 (第21条関係) 略	別表第8 (第21条関係) 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第32号**

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条、第5条関係）		別表第1（第4条、第5条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
交通安全施設	交通事故の防止を図るため必要がある場合は、 <u>横断歩道橋、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設</u> その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。	交通安全施設	交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。
歩行者利便増進道路	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歩行者利便増進道路に設けられる歩道等又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</li> <li>2 前号に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保すること。この場合において、必要があると認められるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けること。</li> <li>3 歩行者利便増進道路（移動等円滑化法第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、別表第2に規定する基準に適合する構造とすること。</li> </ol>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第33号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(55の4) 略</p> <p>(55の5) 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の6) 略</p> <p>(55の7) 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 薬局製造販売医薬品（<u>医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。</u>）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。<u>以下「第1種医薬品製造販売業」とい</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 薬局製造販売医薬品（ <u>医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。</u> ）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略	2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。 <u>以下「第1種医薬品製造販売業」とい</u>	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(55の4) 略</p> <p>(55の5) 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の6) 略</p> <p>(55の7) 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(55の8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略	2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	略
区分	金額												
1 薬局製造販売医薬品（ <u>医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。</u> ）を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略												
2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。 <u>以下「第1種医薬品製造販売業」とい</u>	略												
区分	金額												
1 薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	略												
2 医薬品医療機器等法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第1種医薬品」という。）を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	略												



う。)	
3 第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。 <u>以下「第2種医薬品製造販売業」という。</u> ）	略
4 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬部外品（以下「指定医薬部外品」という。）を製造販売するもの（以下「 <u>指定医薬部外品製造販売業</u> 」という。）	略
5 指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの（以下「 <u>一般医薬部外品製造販売業</u> 」という。）	略
6 化粧品を製造販売するもの（以下「 <u>化粧品製造販売業</u> 」という。）	略

3 第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）	略
4 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬部外品の	略
5 指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	略
6 化粧品を製造販売するもの	略

(55の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>第1種医薬品製造販売業</u>	略
3 <u>第2種医薬品製造販売業</u>	略
4 <u>指定医薬部外品製造販売業</u>	略
5 <u>一般医薬部外品製造販売業</u>	略
6 <u>化粧品製造販売業</u>	略

(56) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(55の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>第1種医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）</u>	略
3 <u>第1種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（薬局製造販売業を除く。）</u>	略
4 <u>指定医薬部外品を製造販売するもの</u>	略
5 <u>指定医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの</u>	略
6 <u>化粧品を製造販売するもの</u>	略

(56) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「 <u>医薬品医療機器等法施行規則</u> 」という。） <u>第25条第1項第3号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「 <u>無菌医薬品製造業</u> 」という。）	略
3 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「 <u>一般医薬品製造業</u> 」という。）	略
4 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「 <u>医薬品包装等製造業</u> 」という。）	略
5 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第1号</u> に該当するもの（以下「 <u>無菌医薬部外品製造業</u> 」という。）	略
6 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第2号</u> に該当するもの（以下「 <u>一般医薬部外品製造業</u> 」という。）	略
7 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号</u> に該当するもの（以下「 <u>医薬部外品包装等製造業</u> 」という。）	略
8 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第3項第1号</u> に該当するもの（以下「 <u>一般化粧品製造業</u> 」という。）	略
9 <u>医薬品医療機器等法施行規則第25条第3項第2号</u> に該当するもの（以下「 <u>化粧品包装等製造業</u> 」という。）	略

(57) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、

区分	金額
1 略	略
2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「 <u>医薬品医療機器等法施行規則</u> 」という。） <u>第26条第1項第3号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「 <u>無菌医薬品製造業</u> 」という。）	略
3 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「 <u>一般医薬品製造業</u> 」という。）	略
4 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号</u> に該当するもの（薬局製造業を除く。以下「 <u>医薬品包装等製造業</u> 」という。）	略
5 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号</u> に該当するもの（以下「 <u>無菌医薬部外品製造業</u> 」という。）	略
6 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号</u> に該当するもの（以下「 <u>一般医薬部外品製造業</u> 」という。）	略
7 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号</u> に該当するもの（以下「 <u>医薬部外品包装等製造業</u> 」という。）	略
8 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号</u> に該当するもの（以下「 <u>一般化粧品製造業</u> 」という。）	略
9 <u>医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号</u> に該当するもの（以下「 <u>化粧品包装等製造業</u> 」という。）	略

(57) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に定める額

略

(57の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(57の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所（以下「保管のみ製造所」という。）の登録 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の保管のみ製造所	1 件につき 36,000円
2 医薬部外品の保管のみ製造所	1 件につき 30,300円
3 化粧品の保管のみ製造所	1 件につき 30,300円

(57の4) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく保管のみ製造所の登録の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の保管のみ製造所	1 件につき 26,000円
2 医薬部外品の保管のみ製造所	1 件につき 23,200円
3 化粧品の保管のみ製造所	1 件につき 23,200円

(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認	

それぞれ同表の右欄に定める額

略

(57の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認	

を受けようとするときの調査		を受けようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき71,000円	(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき48,700円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき43,000円	(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき28,700円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき20,100円	(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき13,200円
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき16,400円	(4) 略	略
(5) 略	略	(5) 略	略
(6) 略	略	(6) 略	略
(7) 略	略	(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき12,600円	(8) 略	略
(9) 略	略	(9) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査		2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	125,800円に1品目につき3,000円を加えた額	(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	95,200円に1品目につき1,500円を加えた額	(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	52,000円に1品目につき500円を加えた額	(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	47,900円に1品目につき500円を加えた額	(4) 略	略
(5) 略	略	(5) 略	略
(6) 略	略	(6) 略	略
(7) 略	略	(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	37,200円に1品目につき300円を加えた額	(8) 略	略
(9) 略	略	(9) 略	略
(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器			

等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	125,800円につき1品目につき3,000円を加えた額
2 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	95,200円につき1品目につき1,500円を加えた額
3 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	52,000円につき1品目につき500円を加えた額
4 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	47,900円につき1品目につき500円を加えた額
5 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	104,000円につき1品目につき2,100円を加えた額
6 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	72,800円につき1品目につき1,000円を加えた額
7 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	39,200円につき1品目につき300円を加えた額
8 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	37,200円につき1品目につき300円を加えた額
9 試験検査施設に係るもの	39,200円につき1品目につき300円を加えた額

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応

じ、それぞれに定める額  
ア～オ 略

(59の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の製造工程の区分ごとの調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下「区分省令」という。）第2条第1項第3号イに規定する医薬品の無菌原薬を製造する区分	125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額
2 区分省令第2条第1項第3号ロに規定する最終滅菌法により医薬品の無菌製剤を製造する区分	125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額
3 区分省令第2条第1項第3号ハに規定する無菌操作法により医薬品の無菌製剤を製造する区分	125,800円にその医薬品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき3,000円を加えた額
4 区分省令第2条第1項第4号イに規定する医薬品の原薬を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
5 区分省令第2条第1項第4号ロに規定する医薬品の原薬を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円

じ、それぞれに定める額  
ア～オ 略

	を加えた額
6 区分省令第2条第1項第4号ハに規定する医薬品の生薬製剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
7 区分省令第2条第1項第4号ニに規定する医薬品の固形製剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
8 区分省令第2条第1項第4号ホに規定する医薬品の半固形製剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
9 区分省令第2条第1項第4号ヘに規定する医薬品の液剤を製造する区分	95,200円にその医薬品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,500円を加えた額
10 区分省令第2条第1項第5号に規定する医薬品の包装、表示、保管のみを行う区分	52,000円にその医薬品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき500円を加えた額
11 区分省令第2条第1項第6号に規定する医薬品の保管のみを行う区分	47,900円にその医薬品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき500円を加えた額
12 区分省令第2条第1項第3号イに規定する医薬部外品の無菌原薬を製造する区分	104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額
13 区分省令第2条第1項第3号ロに規定する	104,000円にその医薬部外品の製造

最終滅菌法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分	販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額
14 区分省令第2条第1項第3号ハに規定する無菌操作法により医薬部外品の無菌製剤を製造する区分	104,000円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき10,000円及び1品目につき2,100円を加えた額
15 区分省令第2条第1項第4号イに規定する医薬部外品の原薬を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
16 区分省令第2条第1項第4号ロに規定する医薬部外品の原薬を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
17 区分省令第2条第1項第4号ハに規定する医薬部外品の生薬製剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
18 区分省令第2条第1項第4号ニに規定する医薬部外品の固形製剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
19 区分省令第2条第1項第4号ホに規定する医薬部外品の半固形製剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円を加えた額
20 区分省令第2条第1項第4号ヘに規定する医薬部外品の液剤を製造する区分	72,800円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき8,000円及び1品目につき1,000円



	を加えた額
21 区分省令第2条第1項第5号に規定する医薬部外品の包装、表示、保管のみを行う区分	39,200円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき300円を加えた額
22 区分省令第2条第1項第6号に規定する医薬部外品の保管のみを行う区分	37,200円にその医薬部外品の製造販売業者1件につき4,000円及び1品目につき300円を加えた額

(59の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品等の承認事項の変更計画に伴う医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の確認 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき71,000円
2 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき43,000円
3 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき20,100円
4 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき16,400円
5 無菌医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき48,700円
6 一般医薬部外品製造業の製造所に係るもの	1品目につき28,700円
7 医薬部外品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき13,200円
8 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき12,600円
9 試験検査施設に係るもの	1品目につき13,200円

(59の4) 略

(59の5) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略
---

(59の2) 略

(59の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略
---

- (59の6) 略
- (59の7) 略
- (59の8) 略
- (59の9) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新 1件につき138,000円
- (60) 略
- (61) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第4項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円
- (62) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第7項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円
- (62の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき71,000円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき43,000円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき20,100円
(4) 医薬品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき16,400円
(5) 略	略
(6) 略	略
(7) 略	略
(8) 医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの	1品目につき12,600円
(9) 略	略
2 医薬品医療機器等法第80条第1項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	125,800円に1品目につ

- (59の4) 略
- (59の5) 略
- (59の6) 略
- (59の7) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新 1件につき138,000円
- (60) 略
- (61) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円
- (62) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円
- (62の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするときの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき48,700円
(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの	1品目につき28,700円
(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの	1品目につき13,200円
(4) 略	略
(5) 略	略
(6) 略	略
(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第80条第1項の期間を経過するごとの調査	
(1) 無菌医薬品製造業の製造所に係るもの	104,000円に1品目につ

<p>(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの</p> <p>(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの</p> <p>(4) <u>医薬品の保管のみ製造所に係るもの</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>医薬部外品の保管のみ製造所に係るもの</u></p> <p>(9) 略</p>	<p>き3,000円を加えた額</p> <p>95,200円に1品目につき1,500円を加えた額</p> <p>52,000円に1品目につき500円を加えた額</p> <p>47,900円に1品目につき500円を加えた額</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>37,200円に1品目につき300円を加えた額</p> <p>略</p>	<p>(2) 一般医薬品製造業の製造所に係るもの</p> <p>(3) 医薬品包装等製造業の製造所に係るもの</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>き2,100円を加えた額</p> <p>72,800円に1品目につき1,000円を加えた額</p> <p>39,200円に1品目につき300円を加えた額</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>(62の3)～(64) 略</p>		<p>(62の3)～(64) 略</p>	
<p>(64の2) <u>医薬品医療機器等法施行令第16条の4第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみ製造所に係る登録証の書換え交付 1件につき2,000円</u></p>		<p>(64の2) 略</p>	
<p>(64の3) <u>医薬品医療機器等法施行令第16条の5第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみ製造所に係る登録証の再交付 1件につき2,900円</u></p>		<p>(64の3) 略</p>	
<p>(64の4) <u>医薬品医療機器等法施行令第26条の4第1項の規定に基づく基準確認証の書換え交付 1件につき2,000円</u></p>		<p>(64の4) 略</p>	
<p>(64の5) <u>医薬品医療機器等法施行令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付 1件につき2,900円</u></p>		<p>(64の5) 略</p>	
<p>(64の6) 略</p>		<p>(64の6) 略</p>	
<p>(64の7) 略</p>		<p>(64の7) 略</p>	
<p>(64の8) 略</p>		<p>(64の8) 略</p>	
<p>(64の9) 略</p>		<p>(64の9) 略</p>	
<p>(64の10) 略</p>		<p>(64の10) 略</p>	
<p>(64の11) 略</p>		<p>(64の11) 略</p>	
<p>(65)～(224) 略</p>		<p>(65)～(224) 略</p>	
<p>(225) <u>家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 (同条の規定の例による証明書の交付を</u></p>		<p>(225) <u>家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査 (前号に規定する検査に限る。)</u>を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p>	

<p>含む。) 1件につき400円</p> <p>(225の2) 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づき知事が使用を許可した豚熱予防液の交付 1件につき70円</p> <p>(225の3) 略</p> <p>(225の4) 略</p> <p>(226)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(225の2) 略</p> <p>(225の3) 略</p> <p>(226)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項第225号の改正規定並びに同項第225号の2及び第225号の3を1号ずつ繰り下げ、同項第225号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の医薬品等の保管のみ製造所の登録等に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第13条の2の2第1項、第14条の2第2項若しくは第14条の7の2第3項の規定に基づいて行う行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第1号）第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第16条の4第1項、第16条の5第1項、第26条の4第1項若しくは第26条の5第1項の規定に基づいて行う行為については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第57号の3、第59号の2、第59号の3又は第64号の2から第64号の5までに掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数料を徴収する。